

# 環境騒音測定結果(R2年度)

評価区間 (戸数) 測定年月日	等価騒音レベル (dB:LAeq)		環境基準 類型	住居等 戸数 (類型別)	昼間(6:00~22:00)				夜間(22:00~6:00)			
	昼間	夜間			類型別		評価		類型別		評価	
					環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)
松山自動車道 (35) R3.1.27~R3.1.28	53	48	A類型	0	0	-	35	100	0	-	35	100
			B・C類型	24	24	100			24	100		
			類型なし	0	0	-			0	-		
			近接空間	11	11	100			11	100		
多喜浜泉川線 (231) R3.1.27~R3.1.28	68	61	A類型	0	0	-	231	98.7	0	-	231	100
			B・C類型	135	135	100			135	100		
			類型なし	0	0	-			0	-		
			近接空間	96	93	96.9			96	100		
新居浜土居線 (135) R3.1.27~R3.1.28	69	63	A類型	0	0	-	135	100	0	-	135	100
			B・C類型	57	57	100			57	100		
			類型なし	0	0	-			0	-		
			近接空間	78	78	100			78	100		
新居浜東港線 (131) R3.1.27~R3.1.28	67	58	A類型	19	19	100	128	97.7	19	100	107	100
			B・C類型	63	63	100			52	100		
			類型なし	0	0	-			0	-		
			近接空間	49	46	93.9			36	100		
新居浜東港線 (48) R3.1.27~R3.1.28	67	60	A類型	0	0	-	48	100	0	-	72	100
			B・C類型	29	29	100			40	100		
			類型なし	0	0	-			0	-		
			近接空間	19	19	100			32	100		

※幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする【幹線交通を担う道路とは】

基準値	
昼間(午前6時から午後10時)	夜間(午後10時から午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

- 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する
  - 高速自動車国道
  - 一般国道
  - 都道府県道
  - 市町村道(4車線以上の車線を有する区間に限る。)
- 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に規定する自動車専用道路